

仕様書

1 委託件名

令和7年度練馬区立こどもの森緑地運営業務委託

2 委託期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

3 委託目的

本件は、練馬区立こどもの森緑地条例（平成26年12月練馬区条例第50号）に基づき設置する練馬区立こどもの森緑地について、子どもが遊びや自然体験を通じて、みどりの豊かさを実感できる場として円滑かつ安全に運営することを目的として委託するものである。

4 履行場所

練馬区立こどもの森緑地（練馬区羽沢二丁目32番7号）

5 委託内容

- (1) 運営業務
- (2) 遊びの場の提供業務
- (3) イベントの企画立案・調整・実施業務
- (4) 広報業務
- (5) 施設および園地管理業務
- (6) その他の業務

詳細は、別紙「特記仕様書」のとおりとする。業務は、別添「(仮称)こどもの森整備基本計画(抜粋)」の考え方を踏まえて実施すること。

なお、本仕様書に定めのないものおよび疑義が生じたものについては、その都度、練馬区と協議し定めることとする。

6 支払方法

受託者は四半期ごとに完了検査を受けるものとし、完了検査合格後、請負金額の4分の1相当額を委託者に請求するものとする。なお、請求額に1円未満の端数が生じる場合は第4四半期の請求金額で調整するものとする。

委託者は、受託者から代金の請求を受けた日から起算して30日以内に、請求金額を一括して受託者が指定する口座に振込で支払うものとする。

7 添付書類

- (1) 特記仕様書
- (2) 区立施設の利用者満足度の測定・公表に関する基本方針
- (3) 練馬区SNS活用ガイドライン

- (4) 情報の保護および管理に関する特記事項
- (5) 練馬区環境方針
- (6) 練馬区における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領
- (7) 練馬区立こどもの森緑地 施設概要
- (8) (仮称)こどもの森整備基本計画(抜粋)

担当 環境部みどり推進課施設係 佐々木・坂本
練馬区豊玉北 6-12-1 練馬区役所本庁舎 18 階
電話 03-5984-1664 FAX 03-5984-1227